

2021年4月30日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都社会保障推進協議会
議長 渡邊 賢治

「コロナ禍」からいのちと暮らし・生業を守る
府市民総行動実行委員会
委員長 梶川 憲

新型コロナウイルス感染症に関わる第6次要望書

日頃の府民のいのちと暮らし・雇用・生業を守るためのご尽力に敬意を表します。

政府は、京都など4都府県に4月25日から5月11日までの緊急事態宣言を発令しました。すでに、感染力を強めた新型コロナウイルス・変異株の広がりによる重症者の急増で、医療提供体制は厳しい状況に追い込まれています。また、府民のいのち・暮らし・雇用・生業がこれまで以上に厳しい状況になっています。

府民を守る施策の具体化が急務です。府民のいのちと暮らし、雇用・生業を守る施策の具体化を求めます。

記

1 緊急事態宣言にあたり

(1) 感染力が強く、重症化しやすいとされる新型コロナウイルス感染症・変異株の感染が拡大していることをふまえて、緊急事態宣言の期間中、「感染経路の遮断」と「感染源の特定・保護」を徹底して強化すること。

(2) 府民に対し、緊急事態宣言の期間中、人流を減らす明確な目標を示すこと。事業所等への休業・時短要請に伴う損失の全額補填、収入減少による生活困窮者への生活支援金支給など、府民の協力要請による損失への全面的な補償を行うこと。持続化給付金や家賃支援給付金の再支給と内容の大幅な拡充、生活困窮者に対する生活福祉資金の返済減免など、国に補償の継続・拡充を求めるとともに、府の施策の継続・拡充を行うこと。

(3) 陽性者が確認された学校・保育所・施設・事業所などの関係者全員を PCR 検査の対象とすること。

(4) 検体プール検査法や抗原簡易キットを活用して、感染があった場合に地域へ拡大しやすい場所・集団に関わるすべての無症状者への検査を行政検査として実施すること。

2 医療提供体制など

(1) 府民が安心して医療を受けられる医療体制を確保すること。新型コロナウイルス・変異株の感染力を想定した病床や療養施設の確保を行うこと。また、自宅待機者を減らし、入院調整者を出さないための対応を行うこと。なお、府として確保すべき病床数、療養支援病床数、宿泊療養室数などの目標とその根拠を明らかにすること。

(2) 第39回「京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で協議された「医療及び療養体制」について、目標・見通しを示し、府内市町村との共同による具体化を早急にすすめること。

(3) 病床が少なく、医療機関のアクセスが困難な地域の医療提供体制の整備を行うこと。

(4) 今後の感染症対策も見据え、医師・看護師・保健師・介護職員などの養成数拡大を国に求め、府としても具体化すること。

(5) 府の保健所と市町村の保健センターが連携し、自宅療養者・入院待機者・濃厚接触者にたいする医療が確保され、府民のいのち・健康が守られるようにすること。

(7) 府として、リスクコミュニケーション戦略を策定し、府民に対してすべての情報の開示を求めること。あわせて、感染症専門家・研究者の増員で専門家会議を充実し、府民にわかりやすい情報発信を強化すること。

(8) 新型コロナウイルス感染症病床確保の要請に応じない病院の「病院名公表」など、混乱を起こすような施策を行わないこと。

3 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

(1) ワクチン接種についての各市町村・行政機関による広報を強め、必要かつ正確な情報を府民に提供できるようにすること。コールセンターの設置だけでなく、相談窓口を市町村などに設置すること。

(2) ワクチンによる副反応・健康被害について、国・府が責任を持つことを明確にし、府民が安心して接種するようにすること。

(3) ワクチン接種場所まで移動が困難な府民にたいし、タクシー代補助などの支援を行うこと。医師・看護師の訪問による接種の場合の補償を行うこと。

(4) 府内すべての医療従事者・介護従事者へのワクチン接種を早急に行うこと。

(5) 認知症などでワクチン接種にたいする本人の意思確認が難しい場合、家族の意向を尊重するとともに、医療機関・介護施設などが不利益を受けないようにすること。

(6) 個別接種時のキャンセルなど、ワクチン接種に関わって生じている事例について早急に対応すること。

(7) 医大・医療機関など、オール京都でワクチンや治療薬の開発を進めるための積極的な支援を行うこと。

4 PCR 検査などについて

(1) 発熱した患者・家族、濃厚接触者などが早急に PCR 検査が受けられるようにすること。

(2) 繁華街・大学内などでのモニタリング PCR 検査は継続して行うこと。

(3) 医療・介護従事者、保育士・教職員などへの定期的な PCR 検査を実施すること。

(4) 下水道調査などの新しい検査方法を積極的に取り入れるとともに、新しい検査機器の普及支援を行うこと。

(5) 府内市町村で積極的な検査を実施できるように財政的支援を強めること。

5 財政支援など

(1) 経営的に困難に陥っている医療機関・介護施設に対し、一昨年の収入との差額を補填すること。

(2) ゴールデンウィーク中の医療提供体制の確保を早急に行い、府民に広報すること。開業した医療機関に補償を行うこと。

(3) 他の自治体のさまざまな先進的な施策を京都府内で具体化すること。

(4) 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」(75歳以上医療費窓口負担2割化法案)、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」(病床削減推進法案)などを撤回するように国に求めること。

以上